

2 県 税 税 率 等 の 変 遷

区分 税目	29 年 度			30 年 度					
	課税標準	税 率	標準税率	課税標準	税 率	標準税率			
県 民 税	個 人 (1) 県内に住所を有する個人	均等割 所得割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円	(1) 同 左 均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	標準税率 1,500円		
			$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$		所得割	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	
	(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村に住所を有しない者	均等割	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円	(2) 同 左	年2,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	1,500円		
	(3) 支払いを受けるべき特定配当等の額	配当割	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		
	(4) 特定株式等譲渡所得金額 株式等譲渡所得割		$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		
	法 人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人	法人税割 均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)	$\frac{3.2}{100}$ ($\frac{4.0}{100}$)	$\frac{3.2}{100}$	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた緑環境税分として10%上乘せ)	$\frac{3.2}{100}$ ($\frac{4.0}{100}$)	$\frac{3.2}{100}$		
			①同左	年880,000円		800,000円	①同左	年880,000円	800,000円
			②同左	年594,000円		540,000円	②同左	年594,000円	540,000円
			③同左	年143,000円		130,000円	③同左	年143,000円	130,000円
			④同左	年 55,000円		50,000円	④同左	年 55,000円	50,000円
⑤同左			年 22,000円	20,000円		⑤同左	年 22,000円	20,000円	
(2) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	上記①～⑤に同じ		(2) 同 左	上記①～⑤に同じ				
利子割 支払いを受ける利子等		$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$			
事 業 税	個 人 (1) 第一種事業による所得金額		$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		
		(2) 第二種事業による所得金額	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$		(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	$\frac{4}{100}$	
		(3) 第三種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	
		(4) 第三種事業のうち装師業等による所得金額	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$		(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	
	法 人 (1) ガス供給業等を行う法人	収入金額	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$	(1) 同 左	$\frac{0.9}{100}$	$\frac{0.9}{100}$		
			(2) 特別法人 所得及び清算所得	$\frac{3.4}{100}$		$\frac{3.4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$
				$\frac{4.6}{100}$		$\frac{4.6}{100}$		$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$
			(3) その他の法人 所得及び清算所得	$\frac{3.4}{100}$		$\frac{3.4}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{3.4}{100}$
				$\frac{5.1}{100}$		$\frac{5.1}{100}$		$\frac{5.1}{100}$	$\frac{5.1}{100}$
			(4) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本又は出資の金額が1,000万円以上のものが行う事業	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	(4) 同 左	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$
				$\frac{4.6}{100}$		$\frac{4.6}{100}$		$\frac{4.6}{100}$	$\frac{4.6}{100}$
			特別法人 所得及び清算所得	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	
			その他の法人 所得及び清算所得	$\frac{6.7}{100}$		$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	$\frac{6.7}{100}$	

(注1) 法人県民税の法人税割の()内数値は、中小法人(資本金等の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割額の課税標準となる)
(注2) 令和元年度法人税割の□内数値は、10月1日以後に事業年度を開始する法人における税率。

元 年 度		2 年 度		3 年 度	
課税標準	税 率	課税標準	税 率	課税標準	税 率
(1) 同 左 均等割	年2,500円 標準税率 1,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	(1) 同 左 均等割	年2,500円 標準税率 1,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	(1) 同 左 均等割	年2,500円 標準税率 1,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)
所得割	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$	所得割	$\frac{4}{100}$
(2) 同 左	年2,500円 標準税率 1,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	(2) 同 左	年2,500円 標準税率 1,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)	(2) 同 左	年2,500円 標準税率 1,500円 (うち、1,000円はやまがた緑環境税分)
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$	(4) 同 左	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{3.2}{100} \left(\frac{4.0}{100} \right) \frac{1.0}{100} \left(\frac{1.8}{100} \right) \frac{3.2}{100} \frac{1.0}{100}$ ①同左 年880,000円 800,000円 ②同左 年594,000円 540,000円 ③同左 年143,000円 130,000円 ④同左 年 55,000円 50,000円 ⑤同左 年 22,000円 20,000円	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{1.0}{100} \left(\frac{1.8}{100} \right) \frac{1.0}{100}$ ①同左 年880,000円 800,000円 ②同左 年594,000円 540,000円 ③同左 年143,000円 130,000円 ④同左 年 55,000円 50,000円 ⑤同左 年 22,000円 20,000円	(1) 同 左 法人税割 均等割 (やまがた 緑環境税 分として 10%上乗 せ)	$\frac{1.0}{100} \left(\frac{1.8}{100} \right) \frac{1.0}{100}$ ①同左 年880,000円 800,000円 ②同左 年594,000円 540,000円 ③同左 年143,000円 130,000円 ④同左 年 55,000円 50,000円 ⑤同左 年 22,000円 20,000円
(2) 同 左	上記①～⑤に同じ	(2) 同 左	上記①～⑤に同じ	(2) 同 左	上記①～⑤に同じ
同 左	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$	同 左	$\frac{5}{100}$
(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$	(1) 同 左	$\frac{5}{100}$
(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$	(2) 同 左	$\frac{4}{100}$
(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$	(3) 同 左	$\frac{5}{100}$
(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$	(4) 同 左	$\frac{3}{100}$
(1) 同 左	$\frac{0.9}{100} \frac{1.0}{100}$	(1) 同 左	$\frac{1.0}{100} \frac{1.0}{100}$	(1) 同 左	$\frac{1.0}{100} \frac{1.0}{100}$
(2) 同 左	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.5}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{4.9}{100} \frac{4.9}{100}$	(2) 同 左	$\frac{3.5}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{4.9}{100} \frac{4.9}{100}$
(3) 同 左	$\frac{3.4}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{5.1}{100} \frac{5.3}{100}$ $\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.5}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{5.3}{100} \frac{5.3}{100}$ $\frac{7.0}{100} \frac{7.0}{100}$	(3) 同 左	$\frac{3.5}{100} \frac{3.5}{100}$ $\frac{5.3}{100} \frac{5.3}{100}$ $\frac{7.0}{100} \frac{7.0}{100}$
(4) 同 左	$\frac{4.6}{100} \frac{4.9}{100}$ $\frac{6.7}{100} \frac{7.0}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.9}{100} \frac{4.9}{100}$ $\frac{7.0}{100} \frac{7.0}{100}$	(4) 同 左	$\frac{4.9}{100} \frac{4.9}{100}$ $\frac{7.0}{100} \frac{7.0}{100}$

法人税額が年額1,000万円以下であるもの) 以外の法人に適用される税率。

元 年 度		2 年 度		3 年 度	
課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率
同 左	消費税額の63分の17 (1.7%) ※10月1日～ 78分の22 (2.2%)	同 左	消費税額の78分の22 (2.2%)	同 左	消費税額の78分の22 (2.2%)
同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$ (免税点同左) $\left(\begin{array}{l} \text{平成18年 4月 1日から } \frac{3.5}{100} \\ \text{平成20年 3月31日まで } 100 \\ \text{平成20年 4月 1日から } \frac{4.0}{100} \\ \text{令和 3年 3月31日まで } 100 \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{ただし、土地及び住宅} \\ \text{の取得については } \frac{3}{100} \end{array} \right)$	同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$ (免税点同左) $\left(\begin{array}{l} \text{平成18年 4月 1日から } \frac{3.5}{100} \\ \text{平成20年 3月31日まで } 100 \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{平成20年 4月 1日から } \frac{4.0}{100} \\ \text{令和 3年 3月31日まで } 100 \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{ただし、土地及び住宅} \\ \text{の取得については } \frac{3}{100} \end{array} \right)$	同 左	標準税率 $\frac{4}{100}$ (免税点同左) $\left(\begin{array}{l} \text{平成20年 4月 1日から } \frac{4.0}{100} \\ \text{令和 6年 3月31日まで } 100 \\ \text{の不動産の取得} \\ \text{ただし、土地及び住宅} \\ \text{の取得については } \frac{3}{100} \end{array} \right)$
同 左	1,000本につき 930円 (旧3級品の紙巻たばこ については930円 (令和元年9月30日まで))	同 左	1,000本につき 930円 (令和2年9月30日まで) 1,000本につき 1,000円 (令和2年10月1日～ 令和3年9月30日まで)	同 左	1,000本につき 1,000円 (令和3年9月30日まで) 1,000本につき 1,070円
同 左	標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 1,200円 \\ 1,100円 \\ 1,000円 \\ 900円 \\ 800円 \\ 700円 \\ 600円 \\ 500円 \\ 400円 \\ 300円 \end{array} \right. 800円$	同 左	標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 1,200円 \\ 1,100円 \\ 1,000円 \\ 900円 \\ 800円 \\ 700円 \\ 600円 \\ 500円 \\ 400円 \\ 300円 \end{array} \right. 800円$	同 左	標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 1,200円 \\ 1,100円 \\ 1,000円 \\ 900円 \\ 800円 \\ 700円 \\ 600円 \\ 500円 \\ 400円 \\ 300円 \end{array} \right. 800円$
同 左 (免税点50万円以下) 1 同 左 2 同 左	標準税率 $\frac{2}{100} \quad \frac{2}{100}$ $\frac{3}{100} \quad \frac{3}{100}$				
同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円	同 左	32,100円 32,100円
自動車の取得価額 (免税点50万円以下) ※燃費性能に応じた税率を適用	標準税率 臨時的軽減 (令和元年10月1日 ～令和3年12月31日)	同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 臨時的軽減 (令和元年10月1日 ～令和3年12月31日)	同 左 (免税点50万円以下)	標準税率 臨時的軽減 (令和元年10月1日 ～令和3年12月31日)
1 登録乗用車 (自家用)	非課税 $\sim \frac{2}{100}$ 非課税 $\sim \frac{3}{100}$	1 同 左	非課税 $\sim \frac{2}{100}$ 非課税 $\frac{3}{100}$	1 同 左	非課税 $\sim \frac{2}{100}$ 非課税 $\sim \frac{3}{100}$
2 登録乗用車 (営業用) 軽乗用車	非課税 $\sim \frac{1}{100}$ 非課税 $\sim \frac{2}{100}$ ※乗用車 (自家用) のみ	2 同 左	非課税 $\sim \frac{1}{100}$ 非課税 $\frac{2}{100}$ ※乗用車 (自家用) のみ	2 同 左	非課税 $\sim \frac{1}{100}$ 非課税 $\sim \frac{2}{100}$ ※乗用車 (自家用) のみ
1 同 左	恒久減税対象	1 同 左	恒久減税対象	1 同 左	恒久減税対象
同 左	7,500円	同 左	7,500円	同 左	7,500円
同 左	8,500円	同 左	8,500円	同 左	8,500円
同 左	9,500円	同 左	9,500円	同 左	9,500円
同 左	13,800円	同 左	13,800円	同 左	13,800円
同 左	15,700円	同 左	15,700円	同 左	15,700円
同 左	17,900円	同 左	17,900円	同 左	17,900円
同 左	20,500円	同 左	20,500円	同 左	20,500円
同 左	23,600円	同 左	23,600円	同 左	23,600円
同 左	27,200円	同 左	27,200円	同 左	27,200円
同 左	40,700円	同 左	40,700円	同 左	40,700円
同 左	7,500円	同 左	7,500円	同 左	7,500円
同 左	29,500円 25,000円	同 左	29,500円 25,000円	同 左	29,500円 25,000円
同 左	34,500円 30,500円	同 左	34,500円 30,500円	同 左	34,500円 30,500円
同 左	39,500円 36,000円	同 左	39,500円 36,000円	同 左	39,500円 36,000円
同 左	45,000円 43,500円	同 左	45,000円 43,500円	同 左	45,000円 43,500円
同 左	51,000円 50,000円	同 左	51,000円 50,000円	同 左	51,000円 50,000円
同 左	58,000円 57,000円	同 左	58,000円 57,000円	同 左	58,000円 57,000円
同 左	66,500円 65,500円	同 左	66,500円 65,500円	同 左	66,500円 65,500円
同 左	76,500円 75,500円	同 左	76,500円 75,500円	同 左	76,500円 75,500円
同 左	88,000円 87,000円	同 左	88,000円 87,000円	同 左	88,000円 87,000円
同 左	111,000円 110,000円	同 左	111,000円 110,000円	同 左	111,000円 110,000円
同 左	29,500円 25,000円	同 左	29,500円 25,000円	同 左	29,500円 25,000円

区分 税目	29 年 度		30 年 度				
	課 税 標 準	税 率	課 税 標 準	税 率			
自動車税 (～令和元年 9月30日) ・ 自動車税種別割 (令和元年 10月1日～)	2	トラック (最大積載量4トン超5ト ン以下)	標準税率	2	標準税率		
		営業用	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	
		自家用	25,500円	25,500円	25,500円	25,500円	
	3	バス			3		
		営業用 一般乗合用 (31人～40人)	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円
		〃 その他 (41人～50人)	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円
		自家用 (41人～50人)	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円
	4	二輪の小型自動車			4		
	営業用	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円	
	自家用	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円	
鉱 区 税	1	砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区			1		
		(1) 試掘鉱区 面積100アールごとに	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
		(2) 採掘鉱区 面積100アールごとに	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円
	2	砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区			2		
		(1) 河床でないもの 面積100アールごとに	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
		(2) 河床 延長1,000メートルごとに	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円
	3 石油又は可燃性天然ガスを目的 とする鉱業権の鉱区	1に規定する税率の 3分の2		3 同 左	1に規定する税率の 3分の2		
狩 猟 税	1	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける者のうち2に規定する者以外の者	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円
	2	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける者で、当該年度の道府県民税の所 得割額を納付することを要しないもの のうち、法第23条第1項第7号に規定する 同一生計配偶者又は同項第9号に規定す る扶養親族に該当する者(農業、水産業 又は林業に従事している者を除く。)以外 の者	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円
	3	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者のうち4に規定する者 以外の者	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円
	4	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者で、当該年度の道府県 民税の所得割額を納付することを要しな いものうち、法第23条第1項第7号に 規定する同一生計配偶者又は同項第9号 に規定する扶養親族に該当する者(農 業、 水産業又は林業に従事している者を除 く) 以外の者	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円
	5	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける者	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円
	6	鳥獣保護管理法第9条第1項の規定に よる許可を受け、捕獲等を行ったものが 狩猟者の登録を受ける場合(許可捕獲後 1年以内)	上記税額の2分の1		6 同 左	上記税額の2分の1	
産業廃棄物税	1	埋立処分を目的とした最終処分場への 搬入に係る産業廃棄物の重量					
	2	1に規定する産業廃棄物の重量の計測が 困難な場合においては、規則で定めると ころにより換算して得た重量	1トンにつき1,000円	同 左	1トンにつき1,000円		

元 年 度			2 年 度			3 年 度		
課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率		課 税 標 準	税 率	
2	標準税率		2			2		
同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	18,500円	同 左	18,500円	18,500円
同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	25,500円	同 左	25,500円	25,500円
3			3			3		
同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円	同 左	14,500円	14,500円
同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円	同 左	38,000円	38,000円
同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円	同 左	49,000円	49,000円
4			4			4		
同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円	同 左	4,500円	4,500円
同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円	同 左	6,000円	6,000円
1			1			1		
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円	(2) 同 左	年額400円	400円
2			2			2		
(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円	(1) 同 左	年額200円	200円
(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円	(2) 同 左	年額600円	600円
3 同 左	1に規定する税率の 3分の2		3 同 左	1に規定する税率の 3分の2		3 同 左	1に規定する税率の 3分の2	
1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円	1 同 左	16,500円	16,500円
2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円	2 同 左	11,000円	11,000円
3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円	3 同 左	8,200円	8,200円
4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円	4 同 左	5,500円	5,500円
5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円	5 同 左	5,500円	5,500円
6 同 左	上記税額の2分の1		6 同 左	上記税額の2分の1		6 同 左	上記税額の2分の1	
同 左	1 トンにつき1,000円		同 左	1 トンにつき1,000円		同 左	1 トンにつき1,000円	